

防衛省組織令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 防衛省組織令の一部改正（第一条関係）

一 統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム企画課の所掌事務として、宇宙に関する領域に係るものを追加すること。（第六十七条関係）

二 航空幕僚監部人事教育部人事計画課、援護業務課及び教育課を廃止し、同部に新たに人事教育計画課及び募集・援護課を新設し、その所掌事務を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこと。（第四百四十一条、第四百四十二条及び第四百四十五条関係）

三 航空幕僚監部防衛部装備体系課及び情報通信課を廃止し、同部に新たに事業計画第一課及び事業計画第二課を新設し、その所掌事務を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこと。（第四百四十六条、第四百四十八条及び第四百四十九条関係）

四 航空幕僚監部運用支援・情報部運用支援課の所掌事務のうち、輸送に関すること等を削除すること。（第五百五十二条関係）

五 航空幕僚監部運用支援・情報部情報課の所掌事務として、航空自衛隊の情報システム及び当該情報シ

システムで用いられる情報の保証に関すること等を追加すること。（第百五十三条関係）

六 航空幕僚監部装備計画部装備課の所掌事務として、輸送の計画の総合調整に関すること等を追加し、航空装備品等の研究改善並びに制式及び規格に関すること等を削除すること。（第百五十五条関係）

七 航空幕僚監部装備計画部整備・補給課の所掌事務として、輸送に関することを追加すること。（第百五十六条関係）

八 航空幕僚監部に科学技術官を新設するとともに、その所掌事務を定めること。（第百五十八条関係）

九 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正（第二条関係）

航空幕僚監部に科学技術官を新設することに伴い、俸給の特別調整額の対象官職を改めること。（別表

第三関係）

第三 施行期日

この政令は、令和三年三月十八日から施行すること。（附則関係）